

## 役員報酬並びに費用弁償に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会（以下、「この法人」という。）の定款第21条の規定に基づき役員報酬並びに費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、職務の執行の対価として受ける財産上の利益で、賞与及び退職慰労金は含まない。
- (5) 費用弁償とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む）の経費をいう。

### (報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に対して、その地位にあることのみをもっては報酬を支給せず、職務執行の対価として報酬を支給するものとする。

ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては支給しない。

### (報酬の額)

第4条 前条に規定するこの法人の役員報酬総額は、年間1,700万円以内とする。

- 2 常勤役員報酬額は別記1に定める額の範囲で、理事会において決定する。
- 3 非常勤役員報酬額は別記2に定める額の範囲で、理事会において決定する。
- 4 非常勤役員のうち、監事にかかる報酬額は、別記3に定めるとおりとする。

### (報酬の日割り計算)

第5条 前条第2項、第3項の役員報酬は、その就任の日の属する月から辞任もしくは死亡の日の属する月まで支給する。ただし、就任もしくは辞任、死亡の日が月の途中である場合は日割りとする。

(報酬の支給日及び支給方法)

第6条 前条第2項、第3項に定める報酬の支給日及び支給方法は、この法人の職員給与規則に準ずる。

2 第4条第4項に定める報酬は、その都度の業務の完了をもって速やかに通貨にて支払う。

(費用弁償の支給)

第7条 この法人は、役員への通勤に要する交通費及び出張するときの旅費を、それぞれこの法人の職員給与規則、旅費支給規則に準じて支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項、第2項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則 この規程は、平成29年6月16日から施行する

(別記)

1 常勤役員報酬額

理事長	年額	900万円
業務執行理事	年額	720万円
理事	年額	630万円

2 非常勤役員報酬額

週で勤務する日数を決めることとし、  
理事長、業務執行理事、理事とも  
報酬年額 × 勤務日数 / 5

3 監査業務について半日を単位とし、

1回あたり 20,000円